

愛知地方最低賃金審議会第 1 回検討小委員会 議事要旨

日 時 令和 5 年 7 月 13 日(水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階北大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 3 名

(労働者代表委員) 3 名

(使用者代表委員) 2 名

(事 務 局) 5 名

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(2) 議事の公開について
(3) その他

議事要旨

議題(1)について

・令和 5 年 6 月 27 日、日本労働組合総連合会愛知県連合会より、愛知県特定最低賃金 5 業種にかかる改正の申出書が提出され、7 月 4 日に開催された第 509 回愛知地方最低賃金審議会において、愛知労働局長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がなされたことを受け、事務局から資料の説明があった。

・労働者代表委員からは、昨年までの特定最低賃金に対する、①働きの価値に見合った賃金水準引上げ②産業の魅力を高めて人材確保して競争力を高めること③ものづくり県である愛知県においての主要な業種であること④同じ業種で働く労働者の、同一労働同一賃金の確保という 4 つの主張に加え、物価上昇の推移を加味し、深刻な人材確保の問題、産業全体として魅力ある賃金の決定、価格転嫁をしていくためにも最低賃金を上げた上で労務費等の価格に反映させていくことが重要である等、資料をもとに 5 業種共通の主張があった。

・使用者代表委員からは、昨年の主張、考え方が、今年大きく変わることはない、この地域にとっての特定最賃の存在、必要性等を議論しながら判断していく、との主張があった。

・労働者側から次回、1 名の参考人意見陳述が提案され了承された。

・労働者代表委員からの 5 業種についてグループ分けをせず審議を進めたい意向が出され、第 2 回目以降、一括で審議をしていくとして労使双方の承認を受け、次回以降に具体的な審議を行うこととして継続審議とされた。

議題(2)について

・4 月 6 日開催の中央最低賃金審議会では了承された、目安全員協議会報告において公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開するのが適当との結論を受け、本年度の議事

の公開、公開の場合の対応等について事務局から説明があった。その後、審議により、三者協議の場合は公開、二者協議の場合は運営規程第 5 条、「公開することによって、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると考えられ、引続き非公開。また議事の公開・非公開にあわせ、1 回目は議事要旨を公開、2・3 回目は議事録を公開するとされた。

議題 (3) について

・事務局から次回、第 2 回検討小委員会は、8 月 1 日(火)午後 1 時 30 分から 3 階共用中会議室で予定している旨の説明がなされた。

(令和 5 年 7 月 13 日)愛知地方最低賃金審議会

第 1 回検討小委員会 議事要旨